

(新)

第1号様式(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開請求書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所 (法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
氏名
電話番号

神奈川県情報公開条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。		
行政文書の処理年度	年度		
求める公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付 (□郵送を希望)		
行政文書を管理している室課所	局(所)	室・部	
	課	グループ(班)	
備考			

備考 1 □のある欄には、該当する□内に☑印を記入してください。
2 窓口において行政文書の公開を実施する日について希望がある場合は、その日を備考欄に記載してください。なお、当該日における公開の実施の可否については、行政文書公開決定通知書又は行政文書一部公開決定通知書により通知します。

(旧)

第1号様式(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開請求書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所 (法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
氏名

電話番号

神奈川県情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る特定の行政文書が分かるように、行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。		
	行政文書を管理している課所	局(所)	室・部 課
	行政文書の処理年度		年度
求める公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付を請求します。(□郵送を希望します。)		
備考			

備考 □のある欄には、該当する□内に☑印を記入してください。

(新)

第2号様式(第4条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に対して特定した行政文書の概要	

(旧)

第2号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
行政文書の公開の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ(係)まで御連絡ください。
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線

(新)

(旧)

(裏)

あなたが公開請求 で求めた公開の実 施の方法による公 開の可否等	<input type="checkbox"/> あなたが求めた郵送による公開の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、行政文書の写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた公開の実施の方法（ <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付）及び公開の実施日（ 年 月 日）での公開の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた公開の実施の方法等では公開することができない（あなたから公開の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した行政文書公開実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当室課所に提出してください。公開の実施の方法については、（ <input type="checkbox"/> 窓口における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 窓口における写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における公開の実施を希望する場合は、公開の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。））を記入した行政文書公開実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線

- 備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
削除
2 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

- 備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

(新)

第3号様式(第4条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分があることを御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に対して特定した行政文書の概要	
公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分) (公開することができない理由) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。

(旧)

第3号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分があることを御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分の概要) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)
行政文書の公開の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ(係)まで御連絡ください。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線

(新)

(旧)

(裏)

あなたが公開請求で求めた公開の実施の方法による公開の可否等	<input type="checkbox"/> あなたが求めた郵送による公開の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、行政文書の写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた公開の実施の方法（ <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付）及び公開の実施日（ 年 月 日）での公開の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた公開の実施の方法等では公開することができない（あなたから公開の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した行政文書公開実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当室課所に提出してください。公開の実施の方法については、（ <input type="checkbox"/> 窓口における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 窓口における写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における公開の実施を希望する場合、公開の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限り、）を記入した行政文書公開実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線

- 備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
削除
- 2 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

- 備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
- 2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

(新)

第4号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)
時 限 性 公 開	上に示した公開を拒む理由のうち、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当室課所	局(所) 室・部
	課 グループ(班)
	電話番号 内線

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

(旧)

第4号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開拒否決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)
時 限 性 公 開	上に示した公開を拒む理由のうち、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係)
	電話番号 内線

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

(新)

第5号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	
延長後の期間	日（諾否の決定の期限） 年 月 日
延長の理由	
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線

(旧)

第5号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	
決定期間を延長する理由	
決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

(新)

第6号様式(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第5項の規定により、請求があった日から60日以内に行政文書の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの行政文書については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	
60日以内に行政文書のすべてについて諾否の決定を行うことができない理由	
行政文書の相当の部分について諾否の決定を行う期限	年 月 日
残りの行政文書について諾否の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局(所) 室・部
	課 グループ(班)
	電話番号 内線

(旧)

第6号様式(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第5項の規定により、請求があった日から起算して60日以内に行政文書の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの行政文書については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	
60日以内に行政文書のすべてについて諾否の決定を行うことができない理由	
行政文書の相当の部分について諾否の決定を行う期限	年 月 日
残りの行政文書について諾否の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係)
	電話番号 内線

(新)

第7号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開請求事案移送通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。
なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

公開請求に係る行政文書の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当室課所	局(所) 室・部
	課 グループ(班)
	電話番号 内線
事案を移送した理由	
移送をした事務担当室課所	局(所) 室・部
	課 グループ(班)
	電話番号 内線

(旧)

第7号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開請求事案移送通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。
なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

公開請求に係る行政文書の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当課所	局(所) 室・部 課 グループ(係)
	電話番号 内線
事案を移送した理由	
移送をした実施機関の事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係)
	電話番号 内線

(新)

第8号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

意見書提出機会付与通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

神奈川県では、管理している行政文書についての公開をするため、神奈川県情報公開条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、神奈川県情報公開条例第4条の規定に基づき公開請求がありました。この行政文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第12条第1項（第2項）の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開請求の年月日	年 月 日
条例第12条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由	条例第12条第2項第 号該当 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当室課所)	局(所) 室・部
	課 グループ(班)
	電話番号 内線

(旧)

第8号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

意見書提出機会付与通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

神奈川県では、管理している行政文書についての公開をするため、神奈川県情報公開条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、神奈川県情報公開条例第4条の規定に基づき公開請求がありました。この行政文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第12条第1項（第2項）の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開請求があった日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当室課所)	所在地 郵便番号
	局(所) 室・部 課 グループ(係)
	電話番号 内線

(新)

第9号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

あなたに関する情報が記録されている行政文書を公開しますので、神奈川県情報公開条例第12条第3項（第18条第1項において準用する第12条第3項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当室課所	局(所) 室・部
	課 グループ(班)
	電話番号 内線

(旧)

第9号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

あなたに関する情報が記録されている行政文書を公開しますので、神奈川県情報公開条例第12条第3項（第18条第1項において準用する第12条第3項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当課所	局(所) 室・部 課 グループ(係)
	電話番号 内線

(新)

(旧)

第10号様式(第11条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

(新規)

行政文書公開実施方法等申出書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所	法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
氏名	
電話番号	

神奈川県情報公開条例第13条第4項の規定により、次のとおり申し出ます。

行政文書(一部) 公開決定通知書の 記号及び番号並び に日付	記号及び番号 第 号 日付 年 月 日
求める公開の実施 の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における公開 1 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付 2 実施を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の送付(郵送)
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(班)

- 備考 1 のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
- 2 行政文書の一部のみの公開の実施を求める場合又は行政文書について部分ごとに異なる方法による公開の実施を求める場合は、裏面の所定の欄に必要事項を記入の上、提出してください。

(新)

(旧)

(裏)

(新規)

<u>行政文書の一部のみの公開の実施を求める場合の当該部分の内容</u>	
<u>行政文書について部分ごとに異なる方法による公開の実施を求める場合における当該部分ごとの内容</u>	<u>(閲覧又は視聴を求める部分の内容)</u>
	<u>(写し又は複写した物の交付を求める部分の内容)</u>

(新)

第 11 号様式 (第 12 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

行政文書再公開申出書

(新規)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

(法人その他の団体にあつて
 は、事務所の所在地、名称
 及び代表者の氏名)

神奈川県情報公開条例第 13 条第 6 項の規定により、次のとおり申し上げます。

再公開を求め 行政文書の内容	(再公開の申出に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。)
行政文書 (一部) 公開決定通知書 の記号及び番号 並びに日付	記号及び番号 第 号 日付 年 月 日
最初に公開を受 けた日	年 月 日
再公開の実施の 方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付 (<input type="checkbox"/> 郵送を希望)
事務担当室課所	局 (所) 室・部 課 グループ (班)
備 考	

備考 のある欄には、該当する内に \surd 印を記入してください。

(旧)

(新)

第12号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書の公開に係る催告書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、年 月 日付けで公開決定した旨を通知しましたが、あなたは、まだ当該行政文書の公開（閲覧等、写し等の交付）を受けていませんので、年 月 日までに行政文書の公開を受けてください。

なお、同日までに正当な理由なく行政文書の公開を受けないときは、神奈川県情報公開条例第13条第7項の規定により、当該行政文書の公開は実施されたものとみなされます。

公開請求に係る行政文書内容及び求める公開の実施の方法等	(公開請求に係る行政文書の内容) (求める公開の実施の方法等) <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付 (<input type="checkbox"/> 郵送を希望)
行政文書の公開の場所	年 月 日までに、()にお越しください。お越しになる日については、あらかじめ電話等で担当グループ (班) まで御連絡ください。
事務担当室課所	局 (所) 室・部 課 グループ (班) 電話番号 内線

削除

(旧)

第10号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書の公開に係る催告書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、年 月 日付けで公開決定した旨を通知しましたが、あなたは、まだ当該行政文書の公開（閲覧等、写し等の交付）を受けていませんので、年 月 日までに行政文書の公開を受けてください。

なお、同日までに正当な理由なく行政文書の公開を受けないときは、神奈川県情報公開条例第13条第4項の規定により、当該行政文書の公開は実施されたものとみなされます。

公開請求に係る行政文書内容及び求める公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付 (<input type="checkbox"/> 郵送を希望)
行政文書の公開の場所	年 月 日までに、()にお越しください。お越しになる日については、あらかじめ電話等で担当グループ (係) まで御連絡ください。
事務担当室課所	局 (所) 室・部 課 グループ (係) 電話番号 内線

備考 「行政文書の公開の場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。

(新)

第13号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

情報公開審査会諮問通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

行政文書の公開請求に係る諾否決定等に係る審査請求について、神奈川県情報公開条例第16条の規定により神奈川県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第17条の規定により、次のとおり通知します。

諾否決定等に係る 行政文書の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
事務担当室課所	局(所) 室・部
	課 グループ(班)
	電話番号 内線

(旧)

第11号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

情報公開審査会諮問通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

行政文書の公開請求に係る諾否決定等に係る審査請求について、神奈川県情報公開条例第16条の規定により神奈川県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第17条の規定により、次のとおり通知します。

諾否決定等に係る 行政文書の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係)
	電話番号 内線